

競走馬の育成事業を行っている申立人について、風評被害により福島県内（自主的避難等対象区域内）の牧場の閉鎖を余儀なくされたことに伴う逸失利益が賠償された事例。

567

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 相続人の表明及び保証

申立人らは、被申立人に対し、次のとおり表明し保証する。

- ① 平成25年〇月〇日に死亡したA（昭和〇年〇月〇日生）（以下「亡A」という。）の相続人が、申立人X1、同X2の2人であること
- ② 亡Aの本件損害賠償請求権に係る申立てについて、上記①の相続人間で、代表者を申立人X1とすること
- ③ 亡Aの本件損害賠償請求権に係る申立てについて、上記①の相続人である申立人ら全員が合意していること

2 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目 営業損害（風評被害）

期 間 自 平成23年 9月 1日 至 平成24年10月31日

3 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第2項所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金が20,000,000円であることを認める。

4 支払方法

（省略）

5 清算

申立人らと被申立人は、第2項記載の損害項目（ただし、同項の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通を、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年7月9日

（仲介委員 樋口 收）